

報告第 10 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 別紙のとおり
- 2 専決処分年月日 令和 5 年 8 月 22 日

令和 5 年度

廿日市市一般会計補正予算
(第 3 号)

広島県廿日市市

令和 5 年度廿日市市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度廿日市市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,412 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,962,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 8 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 8,567,219	千円 44,412	千円 8,611,631
	1 国庫負担金	6,003,766	44,412	6,048,178
歳 入 合 計		57,918,043	44,412	57,962,455

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 4,083,843	千円 44,412	千円 4,128,255
	1 保健衛生費	2,401,097	44,412	2,445,509
歳 出 合 計		57,918,043	44,412	57,962,455

令和 5 年度

廿日市市一般会計歳入歳出
補正予算事項別明細書
(第 3 号)

広島県廿日市市

1 総括
(歳入)

一般会計

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

一般會計

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

44,412千円

1 項 国庫負担金

44,412千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 251,814	千円 44,412	千円 296,226
計	6,003,766	44,412	6,048,178

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 44,412	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 44,412 × 10 / 10	千円 44,412

15款 国庫支出金

3 歳 出

4 款 衛生費

44,412千円

1 項 保健衛生費

44,412千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 823,416	千円 44,412	千円 867,828	千円 44,412 国庫支出金 44,412	千円	千円	千円
計	2,401,097	44,412	2,445,509	44,412	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填及 び賠償金	千円 44,412	002 新型コロナウイルス感染症対策事業 予防接種健康被害者給付金

4 款 衛生費